

「射撃場に係る鉛汚染対策検討会」におけるこれまでの検討結果をふまえて、「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」をとりまとめ、3月16日に環境省ホームページ等で公表した。

公表URL : <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8162>

公表にあわせて、地方公共団体に対し本ガイドラインの内容について通知するとともに、地方公共団体や射撃関係団体を通じて、射撃場の設置者等に本ガイドラインを周知している。

2. ガイドラインの概要

(1) 基本部分

名 称

射撃場に係る鉛汚染・調査対策ガイドライン

目 次

- 第一 本ガイドラインの基本的考え方
- 第二 射撃場に係る鉛汚染問題の有無の調査
- 第三 射撃場に係る鉛汚染問題を解消するための対策の検討について
- 第四 鉛汚染問題を未然に防止するための対策の検討について
- 第五 射撃場に係る鉛汚染対策について

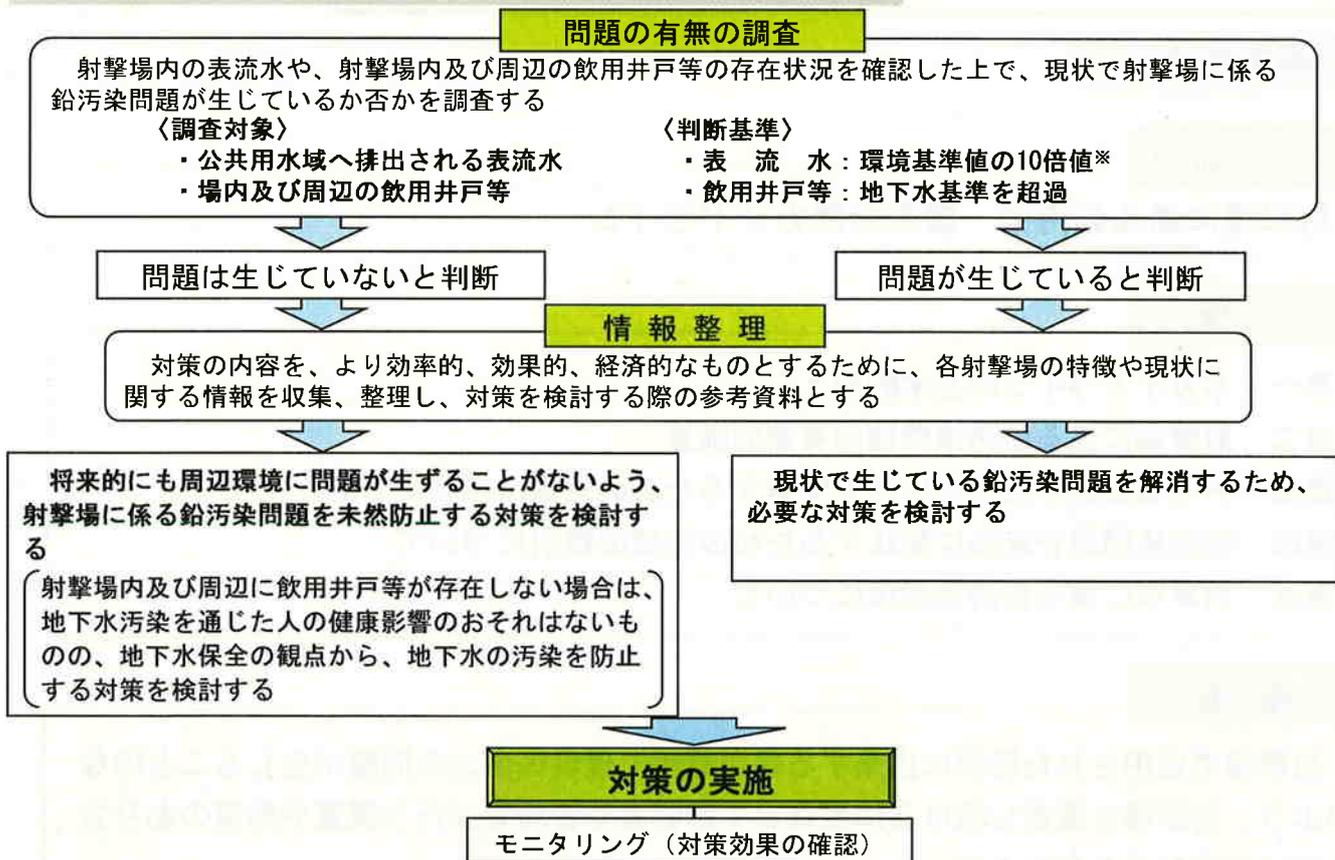
趣 旨

射撃場で使用された鉛弾に由来する鉛が原因で環境保全上の問題が生じることのないよう、射撃場を運営し続けるに当たって設置者や管理者が行う調査や対策のあり方について取りまとめたもの

(2) ガイドラインの基本的考え方

射撃場は鉛弾を使用する施設であって、場内に鉛弾や鉛を含む土壌が存在すること自体を環境保全上の問題とするものではないものの、射撃場周辺土壌の汚染や公共用水域での水質汚濁及び地下水の汚染といった鉛による環境保全上の問題を生じさせないようにすることが必要である

(3) 鉛汚染対策を検討する際の基本的な流れ



必要に応じて周辺住民等関係者への説明

* 射撃場からの排水等の状況から、この値では公共用水域の水質が環境基準を達成できない場合には、環境基準の維持のために必要かつ十分な程度においてより厳しい判断基準が必要。

(6) その他留意点

土壌や廃棄物等の取扱い

対策に伴って処分が必要な土壌や廃棄物等が生じた場合は、環境保全上の問題が生じないように、関係法令に従って適切に処理する必要がある。また、鉛弾等は適切に分別し、リサイクルすることが望ましい。

転用時の取扱い

射撃場としての運営を中止して他用途に転用する場合は、土壌汚染対策法や射撃場が設置されている自治体の条例等に調査・対策を講ずることが必要となる場合がある。